

【協議テーマ1】前文と市民の定義について

前文

自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。（中略）多様な市民参加（中略）市民からの政策提案（中略）市民に開かれた（後略）。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、（中略）市民との意見交換（後略）。

その他、各条項に多数の「市民」の記載有

前文の趣旨及び解説

（前略）

◇市民とは…

国立市議会基本条例の中では、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」を「市民」としています。

1. 協議の結果

以下の3つの選択肢に分かれた

①現状維持

②趣旨及び解説で、茅ヶ崎市議会のように理由を付して「特に定義規定は置かない」旨説明する

③条文を改正する

例：第×条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 国立市の区域内に居住する者

（2）市民等 市民のほか、国立市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び国立市の区域内に存する学校等に在籍する者

その他、条文に出てくる市民を市民、市民等に変更する

2. 論点

①「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると趣旨及び解説の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があるとする意見と、現状で問題ないとする意見がある。

②条文中の27ヶ所の「市民」の意味が異なるものが一部あるが、条文中に定義をするか、趣旨及び解説の中で説明するか。

- 議会改革に関する意見募集（パブリックコメント） 議会改革の方向性（議会基本条例）
- ③条文中に定義をする場合、他の法令と矛盾抵触しないようにするためにはどのような表現が望ましいか。趣旨と解説の中で説明する場合、現在の解説で妥当か。
 - ④市民を定義する場合、狭く（有権者もしくは住民個人）とらえるか、広く（何人もしくは在住・在勤・市内で活動する個人・団体）とらえるか
 - ⑤市民を定義するorしないことで、条例の運用上、具体的にどのような取り扱いが変わり、それが条例の3つの目的の何の達成に寄与するか

3. 主な意見

- 現実、国立市の市民社会に何らかの形で関わる市民の姿は多様なので、「市民」はなるべく広く捉えるべきと考えるが、そもそも条文中27ヶ所の「市民」を矛盾なく定義すること自体、無理である。
- 特定の対象者に権利を付与したり、制限したり、又は義務を課すものではないので、対象者である「市民」を定義する必要がない
- さまざまな立場の個人・法人が議会活動における場において自己の意見を表明できるように、市民の定義は、できる限り広く取るべきである
- 条文と趣旨及び解説で市民の定義異なることは問題である
- 市民の定義と地方自治法上の住民の定義について切り分けて考えるべき
- 「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると趣旨及び解説の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があるという説がある。この「市民」の定義であると、選挙権を持つ18歳以上の国立市に在住の『人』に限定される。例えば、18歳以下の「人」は市民ではないのか、主権者ではないのか。条例前文の「自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。」は「議員・議会の構成要件」すなわち地方議会における参政権及び議決機関に関して記載したに過ぎない。
- 市民に住民は含まれるのでこのままでよい
- 「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると趣旨及び解説の市民の定義と前文の「市民」と齟齬があることになると考えられるので齟齬がない形に整えるべき。

議会改革に関する意見募集（パブリックコメント） 議会改革の方向性（議会基本条例）
【協議テーマ2】 ソーシャルインクルージョンに配慮した議会運営について

前文

（前略）私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認めあい、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

1. 協議の結果

- （1）ソーシャルインクルージョンについて、条例前文、条文及び逐条解説については現状のままでよいが、ソーシャルインクルージョンの認識が議員間でもバラバラであるので、研修を通して認識を一致させていくことが必要である。
- （2）逐条解説にもある通りソーシャルインクルージョンは理念ではなく実践の積み重ねが重要であるので、議会活動における保育サービスや情報困難者への配慮など具体的に研究する必要がある。

2. 論点

- 「ソーシャルインクルージョンの理念に配慮」は市長部局や議会では浸透してきている。これからは、その推進に向けた具体的なしくみをつくる段階に入ったのではないか。

3. 主な意見

- 条例の前文の中に「多様な市民参加による議会運営につとめ」「孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。」とある。
この国立市議会の理想は、国立市行政の理想とも一致しており、そこに「くにたちらしさ」がある。
それは、過去からの歴史(積み重ね)を踏まえた今だけにとどまらず、超高齢化社会に向かう未来に向けて、有効であり先駆的なものと考え、具体的に実践することを通して発展させていかなければならない。
- ソーシャルインクルージョンは理念なので、現状のままで良い
- この間、市民意見交換会で聴覚しょうがいの方々から出された手話通訳を導入して欲し

議会改革に関する意見募集（パブリックコメント） 議会改革の方向性（議会基本条例）
いのご意見の実現に向けて、(当時の)広聴委員長を中心に積極的に取り組み、本会議
と意見交換会に手話通訳を実現できた。

そのことで、聴覚しょうがいの方々毎回議会傍聴されるようになったことは条例に基づ
くソーシャルインクルージョンに配慮した議会運営の貴重な成果と考える。この様な、
市民の声を活かした取り組みが重要である。

- 精神しょうがいの方々から都立多摩障害者スポーツセンターの耐震工事期間、国立市の
体育館の使用料の減免を求める陳情が出された際には、直ちに全会派一致で採択、所管
の国立市教育委員会でも、ただちに、多摩障害者スポーツセンターと同様の使用料無料
を決定導入し、当事者の方々から大変な安堵の声が寄せられた。この迅速な動きも、ソ
ーシャルインクルージョンの理念が浸透してきた反映である。
- 知的しょうがいの方々の議会傍聴に際し、わかりやすく補足説明をするための介助者が
つくことがあり、そのために「小さな声で説明する」ことを理解して欲しい旨の要望書
が議長に出されたことから、そのことは暗黙の了解とされてきている
- 広聴委員会では、子どもが遊べるスペースを用意し、保育担当もおいた。そのことで、
小さな子どもを連れた市民も参加されていた。
今後は、保育者や保険などの条件整備を進める必要がある。
- 議会報は誰もが読みやすい字体、ユニバーサルフォントを使用している。
読みやすい、わかりやすい紙面づくりを心がけているが、今後は高齢者に読みやすい大
きさの字や、知的しょうがいの人向けわかりやすい表現、または外国籍市民に配慮した
英語、中国語、バングルなどの表記、また、音訳、点字などの誰もがわかる議会報づく
りに向けての取りくみも必要である。
- 小さな乳幼児を連れての傍聴を可能にする、保育者つき保育室とか、防音機能を持った
傍聴室の設置など将来的には具体的な検討も必要になってくると思うが、予算もかかる
ことでもあり、当事者の方々からの意見をお聴きしながら進めていくことが重要である
- 外国籍市民の声を議会として聞き、多文化共生、ダイバーシティのまちづくりを議会と
しても進める必要がある
- ソーシャルインクルージョンは理念ではなく、人権に基づく具体的な行動であることを
意識し、ソーシャルインクルージョンの理念が実践できるしくみを整える必要がある
- 様々なソーシャルインクルージョンの実践は当事者の方々からの声で始り、当事者の意
見を聞きながらおこなわれることが求められる。そのような原則を(仮)「ソーシャルイ
ンクルージョンの議会運営実施要領」のようなかたちでまとめておく必要がある。
- 市民のモニター制度、学識のスーパーバイズを求める制度を導入してはどうか
- 市民だけでなく、職員に対するソーシャルインクルージョンの配慮も必要

【協議テーマ3】会派について

（会派及び交渉団体）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

1. 協議の結果

（1）会派の政策集団としての位置づけを強化するため、議会基本条例を一部改正する

（会派及び交渉団体）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念及び政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

（2）第4条「趣旨及び解説」に、以下の二文を追記する

「地方自治法では表決の権利は会派ではなく、各議員に帰属します。」

「会派内で共有した理念及び政策に基づき、議会運営や政策立案等に関して会派内外の合意形成に努めます。」

（3）市民にわかりやすくするため、会派結成(変更)届に理念及び政策を明記する

2. 論点

- ①会派の位置付け
- ②会派の結成条件

3. 主な意見

- 会派制に基づく議会運営上、会派の政策集団としての機能を強化すべきである。よって「理念及び政策を共有」とするべきである。
- 会派とは、政治上の主義主張を同じくする人々が結成したグループなので、複数の議員が所属して会派とし、賛否を一致させるべきである。
- 「理念及び政策を共有」では同じ政党の議員のみしか、会派を構成できない。現在の状況を踏まえ議論をすべきであるが、会派は理念及び(共有できる)政策を共有する。ととらえるのであれば、認容は可能である。
- 国立市議会において、40年近く一人会派が存在する歴史がある。変更しなければならない理由はなく条例の理念に逆行する。
- 一人会派は会派会議には出られるが、会派代表者会議に出られない。
- 議決時の会派拘束を全会派に義務化するわけではないが、会派内で、議決の賛否を一致させる努力はすべきである。議決賛否が一致しなかった場合の説明責任もあるのではないか。

議会改革に関する意見募集（パブリックコメント） 議会改革の方向性（議会基本条例）

○会派会議・会派代表者会議において、会派間での情報共有に努め、協議の場として、活性化を図るべきである。

○第3項「会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。」とあるのは「会派内」と読むのが妥当ではないか。見直しが必要。

○今後、会派結成届の根拠規定は必要ではないか。また、市民にわかりやすく、内外に「共有する理念及び政策」を明示する必要がある。よって、会派結成(変更)届のなかに、「共有する理念及び政策」の欄をいれるべきと考える。

【協議テーマ4】交渉団体について

（会派及び交渉団体）

第4条 （前略）

- 5 2人以下の会派は、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。）を結成することができる。

1. 協議の結果

（1）議会基本条例を一部改正する

（会派及び交渉団体）

第4条 （前略）

5 3人以上の会派は、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。）を結成することができる。

6 前項にかかわらず会派は、相互に協議の上、交渉団体を結成することができる。

（2）第4条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

（前略）

第5項では、議会運営委員会に委員を選出できる交渉団体を規定しています。

第6項では、所属議員2人以下の会派が連合して交渉団体を結成できることを定めています。なお、3人以上の会派も連合して交渉団体を結成することも可能です。

2. 論点

① 3人以上の会派と1、2人会派で交渉団体を結成することを認めるか否か。

→部会協議の結果、認めることとした。

② 3人以上の会派は自動的に交渉団体とするか否か。（届け出不要）

→条例点検部会ではこの論点を進める意見はなく、協議集結とした。

3. 主な意見

○現行条文では、2人以下の会派同士が共同して3人以上となれば、交渉団体を結成できるという趣旨と思われるが、記述が不十分である。「2人以下の会派は、」だけでは、複数会派共同の概念が示されていない。

○現行条文では、2人以下の会派が交渉団体を結成できるという規定だが、実際には3人以上の会派も交渉団体を結成して議会運営委員会に委員を選出しているので、条文が現実と合っていない。

○3人以上の会派と1、2人会派で交渉団体を結成することを認めても良いのではないか

【協議テーマ5】市民意見に基づく政策形成サイクルについて

（市民参加による議会の政策形成）

第5条 議会は、市民の意向を議会における議論に反映させるため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。

2 議会は、前項で規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。

（後略）

（委員会の運営）

第16条 委員会は、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。

2 委員会は、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。

1. 協議の結果

（1）第5条「趣旨及び解説」に、以下の項目を追記する

「市民の意見については、常任委員会において慎重な熟議を進めます。常任委員会の賛同を得た意見は、さらに市議会全体の意思とするため会派代表者会議の審議事項とします。会派代表者会議の承認を得た意見について、議長名で市当局に意見を提出します。」

（2）条例部会の報告書における申し送り事項として、以下の3点を記載する

- ①市当局に提出する意見に関しては、常任委員会委員全員の賛同を旨とすべきである
- ②市当局に提出する意見に関しては、常任委員会委員で熟議を重ね少数に限定すべきである
- ③議会決議及び常任委員会が市当局に提出する意見に関しては、議会としてその後のフォローアップに努める

2. 論点

- ①市民の意見がより反映できる議会になってきたが、議員個人が取り上げるにとどまっている。今後は、一部ではじまっているが、委員会として意見を市当局に伝えるしくみをまずはつくりたい。
- ②政策提言としてのステップが必要。どのようなステップが可能か議論すべき。
- ③議会ができる範囲は首長への政策提案まで。全会一致でなければ事実上提案できないと考える。「市民の意見を聞く会」の参加人数から判断して、大方の市民の意見を反映しているか考える必要がある。常任委員会で議論・全会一致となったものを取り上げる、現状の常任委員会は審議の場である。政策テーマを委員会でどのように位置づけるかを検討しなければならない。

議会改革に関する意見募集（パブリックコメント） 議会改革の方向性（議会基本条例）

④与党・野党、所属政党、各議員の立場が大きく異なる。住民や市民にとって最善の利益とは？

⑤決議などの議会で行う手続で十分では

⑥政策形成サイクルを、どのように確立するか

3. 主な意見

○議員活動や議会の広聴を通じて得られた市民の意見をもとに、「（１）委員会で政策提言をまとめ議会に報告し、実現までフォローする」「（２）議会で決議・意見書をあげて、委員会を通じて実現までフォローする」という２つの政策実現サイクルを、毎年及び２年間の議会（委員会）の活動ロードマップに落とし込んではどうか

【協議テーマ6】 地方自治法に抵触しない附属機関の設置について

（附属機関の設置）

第18条 議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

1. 協議の結果

（1）「趣旨及び解説」に、以下を追記する

「附属機関は地方自治法に規定があり、議会での設置は想定されていません。本条の附属機関は、条例が規定する附属機関です。」

2. 論点

○本条の附属機関は地方自治法に基づくものか、基本条例に基づくものか。

3. 主な意見

○地方自治法で規定する附属機関は、市のような行政機関を想定しているものであって、市議会のもとに設置することはできない

○附属機関の設置の可否は前期において議論され、全会派一致で議会基本条例は制定された

○法ではなく議会基本条例に根拠を置く附属機関であることを、「趣旨及び解説」で説明すればよい

【協議テーマ7】議会図書室の活用について

（議会図書室の充実）

第19条 （前略）

- 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を図り、議員の政策立案等及び市民への情報提供のため、環境整備に努める。

1. 協議の結果

（1）議会基本条例を一部改正する

（議会図書室の充実）

第19条 （前略）

- 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、議員の政策立案及び市民への情報提供のために市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携に努める。

（2）第19条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

（前略）

また第2項では、市立図書館や市役所にある情報公開コーナーとの連携を定めており、これにより議員の政策立案に役立つ資料の充実と、市民への情報提供のため積極的に連携の強化に努めます。

2. 論点

- 現状の議会図書室はセキュリティー上、市民の入室は困難であり「市民への情報提供のため、環境整備」は議会図書室の場所の変更や庁舎の建て替え等が想定される。実際には「環境整備に努める」という点は困難であるため市民への情報提供をどの様に考えるか。

3. 主な意見

- 議会図書室への市民の入室はセキュリティー上難しい
- 市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの情報連携を主に考えたい
- 具体的な環境整備の方向性は今特別委で決める事は困難。改選後、議会図書室の充実・活性化を検討する体制をとることを報告書で提言してはどうか
- 市立図書館・情報公開コーナーとのレファレンスや蔵書整理を検討することを報告書で提言してはどうか
- 現状維持。市立図書館との図書連携をできるなら望む
- セキュリティーの問題を考える必要がある

【協議テーマ8】災害時の対応全般・防災について

（災害時の対応）

- 第24条** 議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部（国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年3月国立市条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するものとする。
- 2 議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。
 - 3 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

1. 協議の結果

（1）第24条の「趣旨及び解説」を、以下の通り改正する

本条は、災害発生時における議会の対応を定めています。
災害の発生等により、市に対策本部が設置された場合の議会の対応については、対策本部の支援を主目的とし、国立市議会災害支援会議設置要綱（平成29年4月21日国立市議会議長決定）及び国立市議会災害支援マニュアル（平成29年4月21日）に基づき、的確かつ迅速な対応に努めます。
また、議員は、災害発生時にはできるかぎり速やかに、議長へ自らの安否や所在、活動状況を連絡します。

（2）以下の2点を提言する

- ①以前、国立市議会で安否報告訓練を行ったことから、定期的を実施すべき
- ②防災面における議会对応の中身については、寄せられた意見を盛り込む中で、災害支援会議設置要綱と災害支援マニュアルの具体的な運用方法を検討すべき

2. 主な意見

- 市の防災訓練への議会としての参加、定期的な安否報告訓練など、具体的に可能な事を報告書の中で提言してはどうか
- 災害ボランティアに参加した職員や議員の経験を全体化する場、災害・防災に対する年1回以上の研修を報告書の中で提言してはどうか
- 現行の方向性に加え、増加する災害において各地域の議会がどのような対応をしたか、常に情報をキャッチアップする必要がある
- 国立市議会で安否確認訓練を行ったことから、定期的を実施すべきと考える
- 防災面における、議会对応の中身については、災害支援会議設置要綱と災害支援マニュアルの具体的な運用方法を検討すべきである
- 緊急時の議会对応について、実際に被災した自治体の情報を集積する中で、適切な対応を検討すべきと考える

【協議テーマ9】産休・育休・病休などについて

1. 協議の結果

産休・育休については基本条例の変更については様々な意見交換がなされた。目的は全員で一致していると思われること、また、男女共同参画の推進については議会が直面している喫緊の課題であることから基本条例や会議則に対する必要な措置は特例的にとらえ、次の2点とする。

(1) 議会基本条例を一部改正する

① 前文に「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の制定」を追加する

現 行	(前略) また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」を制定しています。(後略)
改 正 案	(前略) また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」、 <u>「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」</u> を制定しています。(後略)

② 第2条第6項に条文を追加する

現 行	(5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。
改 正 案	(5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。 (6) <u>男女共同参画に努めること</u>

(2) 前文の「趣旨及び解説」の中に「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の理念に配慮することを追記する

現 行	(前略) さらに、ソーシャルインクルージョンに配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました。
改 正 案	(前略) さらに、 <u>ソーシャルインクルージョンや「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」</u> に配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました。

(2) 会議規則を一部改正する（病休については現状のまま）

現 行	(欠席等の届出) 第2条 議員は、疾病、出産その他の事故のため出席できないとき、または遅参するときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
改 正 案	(欠席等の届出) 第2条 議員は、 <u>疾病、看護、介護、育児その他の事故のため出席できないとき</u> 、または遅参するときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、 <u>本人またはその配偶者の出産(出産前及び出産後の期間を含む)のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>

2. 論点

- ①基本条例に条文を追加するか否か
- ②前文に『「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の制定』を追加するか否か

3. 主な意見

- 産休・育休など男女平等・政治参加に関わる問題は、議会内部だけの問題として考えるのではなく、市民全体の問題としてとらえるべきである。議員個人の産休・育休・病休の問題はもちろん大切であるが、市民全体と男女平等・政治参加を促すような条文が必要である。たとえば、市当局の行事においては当然のように行われている保育士の配置など、議会報告会においてもなされるべきである。
- 現実に即したものとなるように十分に検討し、先進市の例などを参考にして整備すべき
- 公務欠席がある場合の理由を明確化することに意義があると考え。労働基準法を参考にしてはどうか。もし報酬減額という議論があるのであれば、慎重にするべきだと思う。議員報酬は時給でもなく、成功報酬でもなく、地方自治法第203条の規定により国立市の条例で定まっているものであるから減額の基準が難しい。
- 病休については個々人のプライバシーにかかわることなので現行のままでよい
- 会議規則で会議欠席の権利を認めた上で、議事（議案提案・審議・議決・調査）に参加できないことの代替措置を考えてもよいのではないか
- 前文を修正することは特に慎重であるべきだが、男女共同参画の推進については我々が直面している喫緊の課題である。したがって前文や条文の修正についても特例的に取り扱うことも了。